

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

山形厚生年金 事案1118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成19年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月29日から同年5月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は平成19年4月30日までA事業所に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたのでよく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び同事業所から提出のあった平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は同年4月30日まで同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額及び申立人のA事業所における平成19年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し平成19年4月29日と誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立

人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録については、申立期間①を7万円、申立期間②を7万9,000円、申立期間③を4万8,000円、申立期間④を6万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月25日
④ 平成19年12月25日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が勤務していたA事業所から提出された賃金台帳及び賞与支給明細書により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該

賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月 25 日を 7 万円、同年 12 月 25 日を 7 万 9,000 円、19 年 7 月 25 日を 4 万 8,000 円、同年 12 月 25 日を 6 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録については、申立期間①を8万5,000円、申立期間②を9万4,000円、申立期間③を6万3,000円、申立期間④を8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月25日
④ 平成19年12月25日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が勤務していたA事業所から提出された賃金台帳及び賞与支給明細書により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該

賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月 25 日を 8 万 5,000 円、同年 12 月 25 日を 9 万 4,000 円、19 年 7 月 25 日を 6 万 3,000 円、同年 12 月 25 日を 8 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録については、申立期間①を9万5,000円、申立期間②を10万3,000円、申立期間③を6万6,000円、申立期間④を9万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月25日
④ 平成19年12月25日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が勤務していたA事業所から提出された賃金台帳及び賞与支給明細書により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該

賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月 25 日を 9 万 5,000 円、同年 12 月 25 日を 10 万 3,000 円、19 年 7 月 25 日を 6 万 6,000 円、同年 12 月 25 日を 9 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録については、申立期間①を12万円、申立期間②を13万7,000円、申立期間③を8万7,000円、申立期間④を11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月25日
④ 平成19年12月25日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が勤務していたA事業所から提出された賃金台帳及び賞与支給明細書により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該

賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、平成18年7月25日を12万円、同年12月25日を13万7,000円、19年7月25日を8万7,000円、同年12月25日を11万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和38年10月5日、資格喪失日は同年12月18日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月5日から同年12月18日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和38年10月5日から同年12月17日までの間は、夫婦でA株式会社に勤務しており、妻に厚生年金保険加入記録があるにもかかわらず、私のみが未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった精算書(給与明細書)から、申立人は申立期間においてA株式会社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の妻の厚生年金保険番号と連番で、申立人と同姓同名の生年月日が異なる基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録(昭和38年10月5日資格取得、同年12月18日資格喪失)が確認できる。

さらに、申立人は申立期間に同姓同名の同僚は勤務していない旨回答していることから、上記の未統合記録は申立人の記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年10月5日に被保険者資格を取得し、同年12月18日に資格を喪失した旨の届出を社会保

険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 30 日から同年 12 月 28 日まで
年金事務所に船員保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、船員保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、船員手帳に記載されているとおり、昭和 38 年 8 月 29 日に A 氏所有の船舶 B に雇い入れられ、その後、途中下船はしたものの、雇い止めとなった同年 12 月 28 日まで勤務していたので、申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶原簿謄本及び船舶所有者名簿によると、申立人が申立期間に乗船していたとする船舶 B は、申立期間当時、A 氏を所有者とする船員保険の適用船舶であったことが確認できる。

また、申立人から提出された船員手帳の記載から、申立人は、昭和 38 年 8 月 29 日に当該船舶の船員として雇い入れられ、同年 12 月 28 日に雇い止めされたことが確認できる。

しかしながら、船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿から、船員保険被保険者資格の取得年月日が昭和 38 年 4 月 15 日、喪失年月日が同年 8 月 30 日と記載された申立人の記録を確認することはできるが、当該記録以外に申立人に係る資格記録は見当たらない。

また、当該船舶に係る上記被保険者名簿において、申立期間当時、船員として乗船していたことが確認できる者 5 人に対し、申立人の乗船実態及び保険料控除の状況を照会したところ、二人から回答を得られたが、いずれも「申立人が、申立期間について船舶 B に乗船していたか否かは分からない。」としており、申立てを裏付ける回答を得ることができなかった。

さらに、申立期間当時の船舶所有者及び船長は既に死亡していることから、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間前後の船員保険被保険者証記号番号に欠番は見当たらない。

その上、オンライン記録上、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 20 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、正社員として仕事をしていました。雇用保険の被保険者証を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる上、雇用保険の加入記録及び事業所の回答から、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所では、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について、「申立期間当時、臨時職員の給与体系は、21 日から翌月 20 日締め翌月 25 日払いであり、保険料は当月控除であった。申立人は、申立期間当時、臨時職員であり、昭和 61 年 11 月 20 日からの勤務ではあるものの、同年 11 月分の給与は 1 日分（同年 11 月 20 日分）だけであったため、12 月分の給与に含めて支給しており、11 月分の給与から保険料は控除せず、翌月の 12 月 1 日から厚生年金保険に加入させたと思われる。」旨供述しているところ、当該事業所から提出のあった厚生年金加入・脱退証明書及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立事業所から提出のあった賃金台帳によると、申立人の厚生年金

保険料は、昭和 61 年 12 月分から 62 年 5 月分及び同年 7 月分から平成元年 12 月分までの給与から控除されていることが確認できるが、62 年 6 月分の給与からは保険料が控除されておらず、これについて同事業所の事務担当者は、「当時の書類によると、この月は事業所の従業員全員が保険料を控除されていないため、当該月に調整して当月控除から翌月控除に移行したと思われる。」旨供述していることから、申立人の 61 年 12 月分の給与から控除されている厚生年金保険料は同年 12 月分であることが認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から29年4月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間はA事業所に勤務し、Bの仕事をしていた。私はC事業所の担当であったが、A事業所は、D業務も手掛けていたように記憶している。厚生年金保険へ加入していたはずなので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた事業所名を「A事業所」、所在地を「E市F町」と記憶しているところ、同所在地で法人登記が確認できる事業所は「G株式会社」であり、申立人が記憶する事業主の名前が一致している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚14人に照会したところ、うち一人は「E市F町にあった当該業種の会社はG株式会社だけだった。」旨回答していることから、申立てに係る事業所は「G株式会社」とであると推認できる。

また、G株式会社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、同事業所の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、G株式会社は、昭和46年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明なことから、申立てを裏付ける関連資料及び供述は得られなかった。

また、G株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に、同事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者

14 人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について照会したところ、回答が得られた 8 人のうち、一人は「厚生年金保険の加入は人それぞれであった。」旨供述しており、別の二人は「厚生年金保険の加入は正社員のみであった。」と供述しているものの、申立人の勤務形態等を記憶している同僚はおらず、厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る上記被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から36年8月1日まで
② 昭和38年2月1日から47年11月1日まで
③ 昭和47年11月7日から49年9月1日まで
④ 昭和51年9月1日から53年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、各申立期間について、自分が受けていた給与額よりも標準報酬月額が低くなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社は、昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も死亡していることから、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無い上、オンライン記録とも一致しているほか、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立期間及びその前後に、申立事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者8人の標準報酬月額の推移について調査したところ、申立人の標準報酬月額のみが他の者と異なり低額であるという事情は見当たらない上、被保険者記録の訂正等も無く、一連の記録に不自然な点は見られない。

申立期間②について、B株式会社では、「申立期間当時の賃金台帳及び社会保険関係の届出は廃棄されており確認することができない。県に提出する申請書に添付する関係書類の控えに申立人の基本給が記載されていた。記載されている金額は、おそらく当時の基本給のみであるので、正確なところは

分からないが、国の記録とずれはないようである。」旨回答しているところ、当該事業所から提出のあった上記関係書類の写しに記載されている申立人の給与額（昭和40年から47年までの毎年5月分）を検証すると、各年10月以降の申立人の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認でき、申立人に係る健康保険厚生年金保険算定基礎届は適正に行われていた状況がうかがえる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無い上、オンライン記録とも一致しているほか、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立期間及びその前後に、申立事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者14人の標準報酬月額の推移について調査したところ、申立人の標準報酬月額のみが他の者と異なり低額であるという事情は見当たらない上、被保険者記録の訂正等も無く、一連の記録に不自然な点は見られない。

申立期間③及び④について、C株式会社は、平成11年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も死亡していることから、その妻に申立人の標準報酬月額について照会したところ、「当時の資料が無いので分からない。当時は、事務員が二人おり、手続をきちんと行ってきていたので間違いはないと思う。」としており、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無い上、オンライン記録とも一致しているほか、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立期間及びその前後に、申立事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者15人の標準報酬月額の推移について調査したところ、極端な変動がある者はおらず、申立人の標準報酬月額のみが他の者と異なり低額であるとの状況に無い上、被保険者記録の訂正等も無く不自然な点は見られない。

このほか、申立人から提出のあった資料に記載された申立期間②当時の月給は、B株式会社の上記関係書類に記載されている申立人の給与額と大きく相違しており、当該資料だけをもって各申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を推認することは困難である上、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
② 昭和 42 年 8 月 9 日から 44 年 11 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A県B市のC事業所に昭和 44 年 11 月まで継続して勤務したので、申立期間について加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 40 年 10 月 25 日に被保険者資格を取得し、41 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した後、再び同年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、42 年 8 月 9 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、C事業所の元事業主は「申立人は時々帰省しており常用とは違っていた。」旨供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間当時に被保険者記録が確認できる者 4 人に対し、申立人の勤務実態等を照会したところ、回答があった二人は「申立人は臨時だったと思う。」、「申立人は出稼ぎでD県に戻るつもりでいた。」と供述しており、申立期間について当該事業所に継続して勤務していたことを裏付ける供述が得られない上、他の従業員とは勤務形態が異なっていたことがうかがえる。

さらに、申立期間②について、申立人は、同事業所での勤務の記憶があいまいである上、申立人の戸籍によれば、昭和 42 年 8 月 20 日にA県B市からD県E市に住所を異動していることから、生活の本拠を同市に移したことが推認できる。

このほか、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。